

独立行政法人造幣局職員給与規程

昭和45年3月25日

造幣局訓令第11号

最終改正 令和7年2月20日 造幣局訓令第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第57条第2項及び独立行政法人造幣局就業規則（平成15年造幣局訓令第21号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、独立行政法人造幣局に勤務する職員（独立行政法人造幣局非常勤職員就業規則（平成15年独立行政法人造幣局訓令第28号）第3条に定める者を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の給与についての特例は、別に定める。

(給与の定義)

第2条 この訓令において給与とは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び奨励手当をいう。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれないものとする。

(給与の支給)

第3条 給与はすべて現金で、直接その職員に支給する。

2 給与の支給に当たっては、就業規則第41条において規定するもののほかは、控除しない。

3 給与は給与簿に基づいて支給する。

4 給与簿等の様式その他必要な事項については、総務部人事課が臨達をもって定めることとする。

5 前項の様式等は局内電子掲示板に掲載する方法により、広く局内に周知しなければならない。

6 職員から申出があった場合において、給与の口座振込取扱細則（平成10年造幣局訓令第28号。以下この条において「細則」という。）に定める基準に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によって支給することができる。

7 前項の申出は書面により行うこととし、申出の内容を変更する場合又は振込みを取りやめる場合についても、同様とする。

8 前項の書面には、振込みを希望する金額、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項を記載しなければならない。

9 前三項に定めるもののほか、給与の振込みに関し必要な事項は、細則で定める。
(給与の非常時払)

第4条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、次の各号により算出した給与を、支給日前であってもその際支給する。

一 俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当にあつては、請求のあつた日までの分を第21条第6項に規定する日割計算により算出した額

二 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当にあつては、請求のあつた日までの分の額

(勤務1時間当たりの給与額)

第5条 第30条第2項、第4項、第5項及び第7項、第31条第2項並びに第32条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の2に規定する俸給及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を当該年度の1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 第6条、第43条の2、第43条の7、第43条の8、第43条の9及び第43条の12に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の2に規定する俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第6条 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程（平成15年造幣局訓令第22号。以下「勤務時間等規程」という。）第13条第1項の規定により祝日等の振替日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該祝日等に代わる祝日等の振替日、勤務時間等規程第13条第4項の規定により祝日等の振替時間を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間のうち特に勤務することを命ぜられた時間を勤務した職員にあつては、当該祝日等の勤務に代わる祝日等の振替時間）、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）の休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により祝日等の振替日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該祝日等に代わる祝日等の振替日、勤務時間等規程第13条第4項の規定により祝日等の振替時間を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間のうち特に勤務することを命ぜられた時間を勤務した職員にあつては、当該祝日等の勤務に代わる祝日等の振替時間）又は勤務時間等規程第11条第2項に規定する別に定める時間（以下「祝日若しくは年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に所属長（本局においては理事長、支

局においては支局長をいう。以下同じ。)の承認のあった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第2章 俸給

(俸給)

第7条 各職員の受ける俸給は、その職務の内容と責任の度及びその他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第7条の2 俸給は、勤務時間等規程第8条第3項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この訓令に定める扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び奨励手当を除いた全額とする。

(職種の分類と格付け)

第8条 職員の職務は、これを次表職種欄に掲げる職種に応じ、同表職種の級欄に掲げる各級に格付けする。

職 種	職 種 の 級									
一般職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
研究職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級			
工芸職	1級	2級	3級	4級	5級					
技能職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
医療職	1級	2級	3級							
医療看護職	1級	2級	3級	4級						
技術・調査	1級	2級	3級							
専門職										

第9条 前条に規定する職種の分類及び職種の級への格付けは、職種分類表（別表第1）及び職種級別標準官職表（別表第2）に基づいて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年再任用短時間勤務職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）の職種の分類及び職種の級への格付けは、職務の内容に基づき行うものとする。

(俸給表)

第10条 俸給表は、別表第4に定めるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、各俸給表に定めるところによる。

2 定年再任用短時間勤務職員の俸給月額、当該定年再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の基準俸給月額に、勤務時間等規程第3条第2項に基づき当該定年再任用短時間勤務職員に割り振られた1週間あたりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た割合（以下「短時間勤務率」という。）を乗じて得た額とする。

(初任給の決定)

第11条 新たに職員となる者の初任給は、第9条及び初任給、昇格、昇給等の実施

細則（昭和45年造幣局訓令第14号）に定める基準に従い決定するものとする。

（昇格）

第12条 職員は、その職務に応じ、その者の勤務成績に従い、昇格（現に属する職種の級の上位の級に格付けすることをいう。以下同じ。）させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務成績が優秀で、人格、識見及び統率力が特に優れていると認められる職員については、現に属する職種の級の1級上位の級に特に昇格させることができる。

3 職員が生命をとって職務を遂行し、そのために危篤となり若しくは死亡し、又は著しい障害の状態となった場合は、前二項の規定にかかわらず特に昇格させることができる。

第13条 削除

第14条 職員を昇格させた場合の昇格後の職種の級に適用される俸給表における号俸は、昇格の場合の対応号俸表（別表第5。以下「対応号俸表」という。）に定める昇格前の職種の級に適用される俸給表における号俸欄の号数に対応する昇格後の職種の級欄に掲げる号数とする。

2 第12条の規定により職員を昇格させた場合において、昇格後の職種の級が昇格の特定級表（別表第5の2。以下「特定級表」という。）に定める職種の級以上の職種の級であるときは、前項の規定による昇格後の号俸の4号俸上位の号数をもって昇格後の号俸（昇格後の職種の級に適用される俸給表における最高の号俸を超えるときは、当該最高の号俸）とする。

3 降格した職員のうち、次条の規定に基づき俸給月額を決定された職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る場合の昇格後の職種の級に適用される俸給表における号俸は、前二項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸。）とする。

（降格）

第15条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

（初任給基準を異にする異動等の場合の級及び号俸の決定）

第16条 職員が職種を異にすることなく初任給基準に異なる初任給の定めがある他の区分に属する官職に異動した場合又は職種を異にして他の官職に異動した場合におけるその者の異動後の級及び号俸は、他の職員との均衡を考慮して定める。

第17条 職員が、新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合は、その者の号俸を新たに初任給として受けるべき額の号俸に決定することができる。

（定期昇給）

第18条 職員が、前年の4月1日から3月31日までの12か月間（以下「昇給所要期間」という。）を良好な成績で勤務した場合は、4号を標準号数として昇給させることができる。ただし、前年の定期昇給日の翌日以降に新たに職員となった者については、職員となった日からその直後の定期昇給日の前日までを昇給所要期間

とみなし、その期間及びその期間における勤務成績に応じて昇給させる号数を決定するものとする。

2 満55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号」とあるのは、「2号」とする。

3 定期昇給日は、毎年4月1日とする。

(特別昇給)

第19条 職員が次の各号の一に該当する場合には、定期昇給以外に特に昇給させることができる。

一 組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合 4号

二 公務上の災害又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害により死亡した場合

イ 勤続年数が10年未満の者 4号

ロ 勤続年数が10年以上20年未満の者 8号

ハ 勤続年数が20年以上の者 12号

三 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合 4号以内

四 職員研修に参加し、その成績が特に良好な場合 4号以内

五 生命をとして危険な業務を遂行し、事故を未然に防止した場合 4号以内

六 勤務成績が特に良好である場合 4号以内

2 特別昇給の日は、前項第1号の場合にあっては当該職員の退職日、同項第2号の場合にあっては当該職員の死亡の日、同項第3号から第5号までの場合にあってはその都度、同項第6号の場合にあっては定期昇給の日とする。

(最高号俸到達後の昇給制限)

第19条の2 職員の昇給は、その属する職種の級の最高の号俸を超えて行うことができない。

(復職時等における俸給月額調整)

第20条 休職、組合専従休職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、病気休暇又は介護休暇（以下「休職等」という。）のため引き続き勤務しなかった職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、次の各号の定めるところにより、その者の俸給月額を調整することができる。

一 復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）において、休職等となった日から復職等の日の直前の定期昇給日までの期間を引き続き勤務したものとみなした場合に受けることとなる号俸と現に受け

る号俸との差の号数について復職等号俸調整換算表（別表第6）に定める率を乗じて得られる号数（1号に満たない端数は、切り捨てる。以下「換算号数」という。）を現に受ける号俸に加算して調整（以下「第一次調整」という。）を行う。

- 二 復職等の日の直後の定期昇給日（復職等の日が定期昇給日であるときは、その日）において、休職等の期間を引き続き勤務したものとみなした場合に受けることとなる号俸と現に受ける号俸との差の号数について前号に準じて得られる換算号数を、現に受ける号俸に加算して調整を行う。ただし、第一次調整が行われた職員については、当該調整が行われなかったものとみなして得られた換算号数とすでに第一次調整を行った号数との差の号数を、現に受ける号俸に加算して調整を行うものとする。

（俸給の支給）

第21条 俸給は、毎月16日にその月分を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、16日が、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは17日（17日が休日に当たるときは18日）に、土曜日に当たるときは15日に支給する。
- 3 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 4 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月までの俸給を支給する。
- 6 第3項及び第4項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給し若しくは改定して支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間等規程第4条第1項に規定する週休日及び勤務時間等規程第7条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振られた日（以下「日曜日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算（以下「日割計算」という。）する。ただし、日曜日等と祝日若しくは年末年始の休日等が重なった場合には、日曜日等として取り扱うものとする。

- 7 その月の俸給の支給日後において新たに職員となった者及び俸給の支給日前において離職し、又は死亡した者には、俸給の支給日にかかわらず、その際俸給を支給することができる。

（俸給の調整額）

第21条の2 職員の職務が、当該職員の属する職種の級と同じ級に属する他の職員の職務に比して勤務条件等において著しく特殊であると認められる場合は、俸給の調整額をその者の俸給月額に加算して支給する。

- 2 俸給の調整額の支給を受ける職員及び俸給の調整額の月額は、別表第7に定めるとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員に支給する俸給の調整額は、同表に定める月額に短時間勤務率を乗じて得た額とする。

第3章 手当

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職種の級が一般職9級以上に格付けされている職員（以下「一般職9級以上職員」という。）には、支給しない。

2 扶養親族とは、次の各号の一に該当する者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

一 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号の扶養親族については3,600円（職種の級が一般職8級又は技術・調査専門職3級に格付けされている職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、2,000円）とし、同項第2号の扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき6,100円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については7,500円）とし、同項第3号から第5号までの扶養親族については1人につき1,500円（一般職8級職員等にあっては、1,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、1,900円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養親族の届出及び認定等については、扶養手当支給細則（昭和45年造幣局訓令第15号。次条において「細則」という。）に定めるところによる。

(扶養手当の支給)

第23条 扶養手当の支給は、次の表の第一欄に掲げる場合に、それぞれ同表の第二欄に掲げる日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、又は支給額を改定する。ただし、その届出が、その事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は支給額を改定する。

	第一欄	第二欄
一	新たに職員となった者に扶養親族がある場合	職員となった日

二	扶養親族たる配偶者、父母等がある一般職 9 級以上職員が一般職 9 級以上職員以外の職員となった場合	一般職 9 級以上職員以外の職員となった日
三	扶養親族たる配偶者、父母等がある一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員以外の職員となった場合	一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員以外の職員となった日
四	扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件を備えるに至った者が生じた場合	その事実の生じた日
五	扶養手当を受けている職員で更に扶養親族たる要件を備えるに至った者が生じた場合	その事実の生じた日
六	扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（細則第 2 条第 2 号に該当する場合を除く。）	その事実の生じた日
七	職員の扶養親族たる子で細則第 2 条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合	その事実の生じた日

2 扶養手当は、これを受けている職員が、次の表の第一欄に掲げる場合に、それぞれ同表の第二欄に掲げる日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、その支給を停止し、又は支給額を改定する。

	第一欄	第二欄
一	離職し、又は死亡した場合	離職し、又は死亡した日
二	扶養親族たる配偶者、父母等がある職員で一般職 9 級以上職員以外のものが一般職 9 級以上職員となった場合	一般職 9 級以上職員となった日
三	扶養親族たる配偶者、父母等がある職員で一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員以外のものが一般職 8 級職員等となった場合	一般職 8 級職員等となった日
四	扶養親族の全部又は一部について扶養親族たる要件を欠くに至った者が生じた場合	その事実の生じた日
五	扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（細則第 2 条第 1 号に該当する場合を除く。）	その事実の生じた日

3 扶養手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。

4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは、俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

（地域手当）

第 23 条の 2 地域手当は、次に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

- 一 さいたま市
 - 二 大阪市
 - 三 広島市
- 2 地域手当の月額、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 前項第1号に掲げる地域 100分の9.4（財務省本省への併任発令を受けて、専ら財務省本省の職務に従事することを命じられた職員にあっては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3第2項第1号に定める割合）
 - 二 前項第2号に掲げる地域 100分の10
 - 三 前項第3号に掲げる地域 100分の6.4
- 3 職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合（当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に定める割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、前二項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に当該職員が在勤する地域を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。
- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
 - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 地域手当は、俸給の支給に準じて支給する。
- （広域異動手当）
- 第24条 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合において、当該異動につき別に定めるところにより算定した官署間の距離（異動の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下

この項において同じ。)が300キロメートル以上であって住居と官署との間の距離(異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)が60キロメートル以上であるとき(当該住居と官署との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の10から前条の規定により支給される地域手当の支給割合を減じて得た支給割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた官署への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、地域手当の支給割合が100分の10以上であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 3 前二項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により前二項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当は支給しない。
- 4 給与法の適用を受ける職員その他の別に定める者であった者から引き続きこの訓令の適用を受ける職員となった者(任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。)又は異動に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前三項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 5 広域異動手当は、俸給の支給に準じて支給する。
- 6 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、医療職に分類される官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職に新たに採用された職員に、採用の日から35年以内の期間、月額310,000円を超えない範囲内の額を支給する。

- 2 初任給調整手当は、俸給の支給に準じて支給する。
- 3 初任給調整手当を支給される官職、職員の範囲及び支給期間等については、別に定めるところによる。

(管理職手当)

第26条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定める官職を占める職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する官職を占める職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める額とする。

3 管理職手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、管理職手当を受けている職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。

4 前各項に規定するもののほか、この条に規定する管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第26条の2 管理職手当は、前条第1項に規定する職員のほか、本局に置かれる課長補佐（別に指定するものに限る。）及び当該課長補佐に相当等として別に指定する官職を占める職員のうちその職務の内容を考慮して理事長の決裁を受けて定める者についても支給する。

2 前項の管理職手当の月額、同項に規定する官職を占める職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額の100分の10を超えない範囲内で別に定める額とする。

3 前条第3項の規定は、第1項の管理職手当の支給に準用する。

4 前各項に規定するもののほか、この条に規定する管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第26条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（造幣局宿舍規則（平成15年造幣局訓令第12号）第6条又は国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他住居手当支給細則（昭和54年造幣局訓令第29号。以下この条及び次条において、「細則」という。）で定める職員を除く。）

二 第28条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（造幣局宿舍規則第6条又は国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当

する額

- 3 住居手当の届出、認定基準及び支給額の決定方法等については、細則の定めるところによる。

(住居手当の支給)

第26条の4 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、細則第5条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 住居手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに住居手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日以後において支給することができる。
- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とす

る。

- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - 二 前項第2号に掲げる職員 通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額）
 - 三 前項第3号に掲げる職員 当該職員の運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 3 勤務地を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法の適用を受ける職員等であつた者から引き続きこの訓令の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する官署で別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条及び次条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

（通勤手当の支給）

第28条 通勤手当の支給は、職員が前条第1項各号の一に該当することとなつたときは、該当することとなつた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が前条第1項各号の一に該当しなくなつたときは、該当しなくなつた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、通勤の届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生じた場合にお

いては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により支給単位期間（別に定める通勤手当に係るものを除く。）又は別に定める通勤手当に係る期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、当該支給単位期間等にかかる通勤手当は支給しない。
- 4 通勤手当は、支給単位期間等に係る最初の月の俸給の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。
- 5 職員が支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡したときは、支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

（単身赴任手当）

第28条の2 官署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当支給細則（平成2年造幣局訓令第10号。以下この条において「細則」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて細則で定める額を加算した額）とする。
- 3 給与法の適用を受ける職員等であった者から引き続きこの訓令の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して細則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（単身赴任手当の支給）

第28条の3 単身赴任手当の支給は、職員が新たに前条第1項又は第3項の職員た

る要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が前条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、単身赴任の届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 単身赴任手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。
- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは、俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

（特殊勤務手当）

第29条 特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。

- 一 10メートル以上の足場等の架設物の上で行なう作業
- 二 著しく高いふく射熱にさらされる作業
- 三 有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業若しくは高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業
- 四 高圧活線に接近して行なう作業
- 五 重量物取扱作業
- 六 レントゲン作業
- 七 有害危険な薬品を使用する作業又はそれらの薬品及び圧縮ガスの運搬作業
- 八 伝染病菌が附着し、又は附着する危険がある物件の処理作業
- 九 粉末又はじんあいを著しく飛散する作業
- 十 圧搾空気を使用して行なう着色アミールの吹付作業
- 十一 高いふく射熱にさらされる作業
- 十二 3000ボルト以上の高圧線配電設備の保守作業

- 2 前項に規定する特殊勤務作業（以下「特殊勤務作業」という。）の手当の額は、特殊勤務の作業内容及び手当額表（別表第9）に定める額とする。

（超過勤務手当）

第30条 超過勤務手当は、職員（第26条第1項に規定する官職を占める職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。

- 2 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等規程第26条の2第1項に規定する代替休暇を与えられた場合において、当該代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第2項各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 7 勤務時間等規程第13条の2第2項の規定により代休を付与された場合には、その勤務しない時間1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの額の超過勤務手当を支給しない。
- 8 定年前再任用短時間勤務職員が、第3項に規定する超過勤務時間中において特殊勤務作業に従事した場合は、前条第2項を適用し、第33条の規定は適用しない。
（休日給）
- 第31条 休日給は、職員が祝日若しくは年末年始の休日等の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。
- 2 休日給の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。
- 3 前条第7項の規定は、休日給の支給について準用する。
（夜勤手当）
- 第32条 夜勤手当は、職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。
- 2 夜勤手当の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。
（超過勤務手当等の附加額）

第33条 職員が前三条に規定する勤務時間中において、特殊勤務作業に従事した場合は、その従事した勤務時間数に応じ、附加額基礎額に前三条に規定する勤務に応じて定める割合を乗じて得た額を、前三条に規定する手当額に加算して支給する。

2 前項の附加額基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 前三条に規定する勤務時間中において、特殊勤務作業に引き続き4時間以上従事した場合又は正規の勤務時間から引き続き超過勤務時間中にわたって特殊勤務作業に従事し、その従事した時間が4時間以上である場合 従事した特殊勤務作業の4時間以上の手当額を1日所定勤務時間数（勤務時間等規程第3条第1項に規定する時間数を勤務時間等規程第4条第2項本文に規定する日数で除して得た数をいう。次号において同じ。）で除して得た額

二 前号の特殊勤務作業の従事時間が4時間未満の場合 従事した特殊勤務作業の4時間未満の手当額を1日所定勤務時間数で除して得た額

第34条 削除

（管理職員特別勤務手当）

第34条の2 第26条第1項に規定する官職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により日曜日等又は祝日若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当等の支給）

第35条 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当（以下本条中「特殊勤務手当等」という。）は、その月分を翌月の俸給の支給日に支給する。

2 職員が勤務時間等規程第26条の2第1項の規定により与えられた代替休暇に勤務した場合において支給する当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間等規程第26条の2第1項の規定により代替休暇が与えられた日の属する月の翌月の」とする。

3 職員が離職し、又は死亡した場合には、特殊勤務手当等は、その離職し、又は死亡した日までの分を、その際支給する。

第36条 削除

（期末手当）

第37条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第38条まで及び第43条の3においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第

40条第6項に規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、別に定める基礎割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第38条第2項及び第3項において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 職員の職務を考慮して、別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（第26条第1項に規定する官職を占める職員（休職にされている職員を除く。）にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 期末手当の支給等に関し、必要な事項は、別に定めるところによる。

第37条の2 次の各号のいずれかに該当する職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号又は第5号に掲げる職員にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第76条の規定により失職した職員

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる職員を除く。）で、当該離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項第1号又は第2号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員（当該処分を取り消された職員を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

五 次条第1項第3号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員（当該処分を取り消された職員を除く。）で、支給日以降その非違に関し、国家公務員法第76条の規定により失職し又は同法第82条の規定により懲戒免職の処分を受けたもの

第37条の3 所属長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 支給日の前日までに離職し、離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭

和 23 年法律第 131 号) 第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。) をされ、その判決が確定していない場合

二 支給日の前日までに離職し、離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕された場合又は当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支給することが公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき

三 支給日に在職し、当該支給日の前日までに国家公務員法第 76 条の規定による失職又は同法第 82 条の規定による懲戒免職事由に相当する非違があると思料するに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支給することが公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた職員は、国家公務員法第 90 条の 2 に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした所属長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 所属長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた職員が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

一 一時差止処分を受けた職員が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた職員について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた職員が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合

四 一時差止処分を受けた職員が当該一時差止処分の理由となった非違に関し、失職せず又は懲戒免職の処分を受けなかった場合

4 前項の規定は、所属長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 所属長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき職員に対して当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国家公務員法第 89 条第 1 項に規定する処分と、一時差止処分を受けた職員は同法第 90 条第 1 項に規

定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。

- 7 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(奨励手当)

第38条 奨励手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の業績評価（独立行政法人造幣局人事評価実施規程（平成15年造幣局訓令第68号）第4条第1項に規定する業績評価をいう。）の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況（次項において「勤務成績」という。）に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、別に定める基礎割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務期間の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の200以下の範囲内で勤務成績を考慮して別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、奨励手当の額の別に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該区分に属する職員の奨励手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、別に定める総額割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の奨励手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 4 第37条第4項の規定は、第2項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは、「第38条第2項の奨励手当基礎額」と読み替えるものとする。

- 5 奨励手当の支給等に関し、必要な事項は、別に定めるところによる。

- 6 前二条の規定は、第1項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、第37条の2中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と読み替えるものとする。

(期末手当及び奨励手当の支給日)

第39条 期末手当及び奨励手当の支給日は、別に定める日とする。

第4章 休職者の給与等

(休職者の給与)

第40条 職員が結核性疾患にかかり休職となったときは、その休職の期間に応じ、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 休職の期間が満1年に達するまで 100分の80
- 二 休職の期間が満1年を超え満2年に達するまで 100分の60
- 三 休職の期間が満2年を超え満3年に達するまで 100分の40

- 2 職員が前項以外の心身の故障により休職となったときは、その休職の期間が満1

年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給する。

- 3 職員が刑事事件に関し起訴されたため休職となったときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の60を支給する。
- 4 職員が前三項以外の事由に該当して休職となったときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（公務上の災害により生死不明または所在不明となった場合は、100分の100）を支給する。
- 5 休職中の職員には、前四項に定める給与以外のいかなる給与も支給しない。
- 6 第1項、第2項又は第4項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で、第37条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは第39条の規定に基づく支給日に、それぞれ第1項、第2項又は第4項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条の2及び第37条の3の規定を準用する。この場合において、第37条の2中「前条第1項」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

（停職中の者の給与）

第41条 職員が停職となったときは、その停職の期間中、いかなる給与も支給しない。ただし、職員が意に反する不利益処分に関し、その審査を人事院に請求し、処分を受けるべき事由がないことが判明し、処分取消の発令があった場合は、この限りでない。

（組合専従休職者の給与）

第42条 職員が組合専従休職となったときは、その組合専従休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

（組合休暇中の者の給与）

第43条 組合休暇を許可された職員に対しては、その組合休暇の期間中、俸給、地域手当及び広域異動手当は、支給しない。

（介護休暇中の者の給与）

第43条の2 職員が勤務時間等規程第27条第1項に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児休業期間中の給与）

第43条の3 職員が育児休業をしているときは、その育児休業の期間中いかなる給与も支給しない。ただし、基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間として別に定める期間を含む。）がある職員の当該基準日に係る期末手当及び奨励手当については、この限りでない。

(育児短時間勤務職員の給与)

第43条の4 育児休業法第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員についてのこの訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の属する職種の級に応じた額に、勤務時間等規程第32条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第11条	決定するものとする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第1項、第2項及び第3項並びに第15条	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第16条	定める	定めるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第17条	決定することができる	決定することができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第1項ただし書	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第1項	昇給させることができる	昇給させることができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第21条第6項	勤務時間等規程	勤務時間等規程第32条の規定により読み替えられた勤務時間等規程
第21条の2第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第12条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	短時間勤務率	算出率
第27条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員

第 3 0 条第 2 項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務職員が、次の第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあつては、第 5 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額とする
第 3 0 条第 8 項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	第 3 項	第 2 項ただし書
第 3 7 条第 3 項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第 3 7 条第 4 項及び第 3 8 条第 3 項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第 3 7 条第 4 項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額

（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与）

第 4 3 条の 5 育児休業法第 2 2 条の規定による短時間勤務をしている職員についてのこの訓令の規定の適用については、前条の規定を準用する。

（任期付短時間勤務職員の給与）

第 4 3 条の 6 育児休業法第 2 3 条第 2 項に規定する任期付短時間勤務職員についてのこの訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 1 条	決定するものとする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等規程第 3 4 条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第 3 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 1 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに第 1 5 条	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 1 6 条	定める	定めるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

第 1 7 条	決定することができる	決定することができるものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 1 8 条第 1 項 ただし書	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 1 9 条第 1 項	昇給させることができる	昇給させることができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 2 1 条第 6 項	勤務時間等規程	勤務時間等規程第 3 4 条の規定により読み替えられた勤務時間等規程
第 2 1 条の 2 第 2 項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第 2 3 条第 2 項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	短時間勤務率	算出率
第 2 7 条第 2 項 第 2 号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第 3 0 条第 2 項	とする	とする。ただし、任期付短時間勤務職員が、次の第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあつては、第 5 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額とする
第 3 0 条第 8 項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第 3 項	第 2 項ただし書
第 4 5 条	第 1 1 条、第 1 6 条から第 2 0 条まで、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 5 条、第 2 6 条の 3、第 2 6 条の 4 及び第 4 3 条の 3	第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 6 条の 3、第 2 6 条の 4、第 2 8 条の 2 及び第 2 8 条の 3
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

2 育児休業法第 1 2 条第 1 項に規定する育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職種の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職種の級より上位の職種の級に決定することはできない。育児休業法第 2 2 条の規定に

よる短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職種の級についても、同様とする。

(育児時間中の者の給与)

第43条の7 職員が就業規則第35条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(看護休暇中の者の給与)

第43条の8 職員が勤務時間等規程第28条第1項に規定する看護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(大学通信教育休暇中の者の給与)

第43条の9 職員が勤務時間等規程第29条第1項に規定する大学通信教育休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(自己啓発等休業中の給与)

第43条の10 職員が自己啓発等休業をしているときは、その自己啓発等休業の期間中いかなる給与も支給しない。

(配偶者同行休業中の給与)

第43条の11 職員が配偶者同行休業をしているときは、その配偶者同行休業の期間中いかなる給与も支給しない。

(介護時間中の者の給与)

第43条の12 職員が勤務時間等規程第27条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(その他)

第44条 この訓令の規定により給与額等を算出する場合に生じる端数の取扱いについては、別に定めるところによる。

(適用除外)

第45条 第11条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条の3、第26条の4及び第43条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

- 1 この準則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。ただし、第27条第1項の規定は昭和44年6月1日から、第37条第2項の規定は昭和44年12月1日から、別表第8官職の欄中「調査官（局長が指定する上席の者1名）」の規定は昭和45年3月1日から、別表第2その1一般管理職及びその2普通職の規定は公布の日からそれぞれ適用するものとする。

- 2 次に掲げる訓令等は、廃止する。
- 一 新給与体系の実施に関する訓令（昭和44年造幣局訓令第11号）
 - 二 私傷病により休務した者の復職後における俸給調整に関する訓令（昭和37年造幣局訓令第4号）
 - 三 広島支局及び熊本出張所在勤職員の暫定勤務地手当支給の特例に関する訓令（昭和44年造幣局訓令第32号）
 - 四 暫定勤務地手当の支給の特例に関する訓令（昭和39年造幣局訓令第34号）
 - 五 造幣局職員特殊勤務手当支給規程（昭和30年造幣局訓令第12号）
 - 六 公労法第4条第1項但書適用職員の昭和30年4月以降の特殊勤務手当に関する訓令（昭和30年造幣局訓令第13号）
 - 七 宿日直手当の支給基準（昭和32年造幣局訓令第45号）
 - 八 新給与体系の実施に関する訓令第5条の取扱について（昭和44年造幣局通達第1号）
 - 九 私傷病により休務した者の復職後における俸給調整に関する特例について（昭和38年12月造本連第840号）
- 3 この準則適用の日現在在職する職員のこの準則第9条に基づく職種の分類と格付けは、この準則適用の日において次表のとおり分類、格付けしたものとみなし、その職員の受けることとなる号俸は、新給与体系の実施に関する訓令（昭和44年造幣局訓令第11号）の規定に基づいて受けている号俸と同じ号数の号俸とする。

改正前の職務の等級		この準則により分類、格付けしたものとみなす職種の等級	
一般管理職俸給表	1等級	一般管理職	1等級
〃	2等級	〃	2等級
〃	3等級	〃	3等級
〃	4等級	〃	4等級
〃	5等級	〃	5等級
普通職俸給表	1等級	普通職	1等級
〃	2等級	〃	2等級
〃	3等級	〃	3等級
〃	4等級	〃	4等級
〃	5等級	〃	5等級
〃	6等級	〃	6等級
〃	7等級	〃	7等級
技能職俸給表	特別等級	技能職	特別等級
〃	1等級	〃	1等級
〃	2等級	〃	2等級
〃	3等級	〃	3等級
〃	4等級	〃	4等級
〃	5等級	〃	5等級
保安職俸給表	特別等級	保安職	特別等級

〃	1 等級	〃	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
〃	4 等級	〃	4 等級
〃	5 等級	〃	5 等級
共通職俸給表	1 等級	共通職	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
〃	4 等級	〃	4 等級
〃	5 等級	〃	5 等級
医療管理職俸給表	1 等級	医療管理職	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
〃	4 等級	〃	4 等級
医療職俸給表	1 等級	医療職	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
医療看護職俸給表	特別等級	医療看護職	特別等級
〃	1 等級	〃	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級

- 4 改正前の訓令の規定に基づいて、適用日から施行の日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払いとみなす。

(造幣局就業規則の一部改正)

- 5 造幣局就業規則（昭和 2 9 年造幣局訓令第 1 2 号）の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

(造幣局における局長権限の委任等に関する訓令の一部改正)

- 6 造幣局における局長権限の委任等に関する訓令（昭和 4 2 年造幣局訓令第 1 1 号）の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

(造幣局決裁委任規程の一部改正)

- 7 造幣局決裁委任規程（昭和 4 3 年造幣局訓令第 1 号）の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

(業務報告規程の一部改正)

- 8 業務報告規程（昭和 3 8 年造幣局訓令第 2 1 号）の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

- 9 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号。以下「給与法」と

いう。) 附則第9項に定める特例措置に準じ、平成14年3月1日(以下「基準日」という。)に在職する一般職指定等級、一般職特別等級、一般職特1等級、一般職1等級、研究職特別等級、研究職1等級、工芸職特別等級、工芸職1等級及び医療職各等級の適用を受ける職員に対して、3,756円の特例一時金を支給する。平成13年4月1日から基準日までの間(以下「基準期間」という。)に準則の適用を受ける職員として在職した期間があり、当該期間の経過後引き続き給与法の適用を受ける職員となった者についても同様とする。

10 基準期間において準則の適用を受ける職員として在職しなかった期間がある職員に支給する特例一時金の額は、前項の規定にかかわらず、313円に基準期間の各月のうち在職した期間を含む月の数を乗じて得た額とする。

11 前二項の規定により特例一時金が支給される場合において、第2条及び第7条の2中「及び業績賞与」とあるのは、「業績賞与及び特例一時金」とする。

12 第10項及び第11項の規定により支給される特例一時金の支給日は、平成14年3月1日に在職する職員に支給する期末手当の支給日とする。

13 技能監及び総括作業長についての超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当に関する規定の適用については、第30条第1項及び第34条の2第1項中「第26条第1項に規定する官職を占める職員」とあるのは、「第26条第1項に規定する官職を占める職員(技能監及び総括作業長を除く。)」とする。

14 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第17項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級並びに第11条、第12条、第14条から第17条まで及び第19条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 国家公務員法第60条第1項の規定により臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

二 国家公務員法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間(同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

三 診療所に勤務する医師

四 国家公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

16 育児短時間勤務職員に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

17 国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日(以下この項及び附則第19項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項

において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

18 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

21 附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第21条の2第2項の規定の適用については、当分の間、別表第7に定める月額に100分の70を乗じて得た額とする。

22 附則第17項、第19項又は第20項の規定による俸給を支給される職員に対する第37条第4項(第38条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第17項、第19項又は第20項の規定による俸給の額との合計額」とする。

23 附則第14項、第15項、第17項から第20項まで及び第22項に定めるもののほか、附則第14項の規定による俸給月額、附則第17項の規定による俸給その他附則第14項、第15項、第17項から第20項まで及び第22項の規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

24 附則第14項、第15項、第17項から第20項まで、第22項及び第23項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号。以下「令和3年改正法」という。)の施行の日(この号において「施行日」という。)前に令和3年改正法による改正前の国家公務員法第81条の3第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。次号において同じ。)が施行日以後に到来する職員

二 前号に掲げる職員であつて、令和3年改正法附則第3条第6項の規定により旧

国家公務員法勤務延長期限を延長された職員

- 25 令和3年改正法附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される俸給表のうち、第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職種の級に応じた額とする。
- 26 育児休業法第12条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 27 前項の規定は、育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- 28 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される俸給表の基準俸給月額に短時間勤務率を乗じて得た額とする。
- 29 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第27条第2項並びに第30条第3項及び第8項の規定を適用する。
- 30 第11条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条の3、第26条の4及び第43条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

◎独立行政法人造幣局職員給与規程及び初任給調整手当支給細則の一部を改正する訓令（令和7年造幣局訓令第2号）

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この訓令による改正後の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

別表第 1

職 種 分 類 表

職 種	分 類 基 準
一 般 職	総合的な事務又は高度な専門的知識を必要とする事務・技術的業務を行う職員の職種
研 究 職	研究所に所属し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務を行う職員の職種
工 芸 職	工芸課に所属し、図案及び原型の作成に関する工芸的業務を行う職員の職種
技 能 職	1. 製造等の技能的業務を行う職員の職種 2. 警備業務を行う職員の職種 3. 自動車運転業務を行う職員の職種 4. 他の職種に属さない職員の職種
医 療 職	診療所の医師の職種
医 療 看 護 職	診療所の看護師の職種
技術・調査専門職	調査、研究等を自律的に行い、事業運営等に関する企画及び立案等の事務支援を行う職員の職種

別表第 2

職 種 級 別 標 準 官 職 表

その 1 一般職

級	標 準 官 職
1 0	極めて重要な業務を掌る部長又は部長と同格の官職
9	極めて重要な業務を掌る課長又は課長と同格以上の官職
8	特に重要な業務を掌る課長又は課長と同格以上の官職
7	課長 首席監察官 首席監査官 広報官 契約・保有資産監理官 研修所長 室長 博物館長 企画調整官 作業調整官 情報公開調整官 診療所長 監察官 監査官
6	専門官 課長補佐 上席学芸員 上席薬剤長 上席診療放射線技師長 契約審査専門官
5	主事 係長 主任学芸員 薬剤長 診療放射線技師長
4	主任 学芸員 薬剤師 上級診療放射線技師
3	上級職員 学芸員 薬剤師 上級診療放射線技師
2	中級職員 学芸員 薬剤師 中級診療放射線技師
1	初級職員 初級診療放射線技師

その 2 研究職

級	標 準 官 職
7	特に重要な業務を掌る研究官
6	研究官
5	研究専門官
4	研究主事 主任
3	上級職員
2	中級職員
1	初級職員

その3 工芸職

級	標準官職
5	特に重要な業務を掌る工芸指導官
4	工芸指導官
3	工芸専門官
2	工芸主事
	主任
1	上級職員
	中級職員

その4 技能職

級	標準官職
8	技能監
7	重要な職務を掌る総括作業長
6	総括作業長
	主任工師
	作業長
	工師
5	技能長
4	作業主任
3	上級職員
2	中級職員
1	初級職員

その5 医療職

級	標準官職
3	医師
2	医師
1	医師

その6 医療看護職

級	標準官職
4	主任看護師
3	看護師
2	看護師
	准看護師
1	看護師
	准看護師

その7 技術・調査専門職

級	標準官職
3	特に重要な職務を掌る技術・調査官
2	重要な職務を掌る技術・調査官
1	技術・調査官

別表第3 削除

俸 給 表

その 1 一般職・研究職・工芸職・技能職

区分	号俸		一般職 1 級 研究職 1 級	一般職 2 級 研究職 2 級		一般職 3 級 研究職 3 級		一般職 4 級		一般職 5 級		研究職 4 級 工芸職 2 級		研究職 5 級 工芸職 3 級		一般職 6 級		一般職 7 級 研究職 6 級 工芸職 4 級	研究職 7 級 工芸職 5 級	一般職 8 級	一般職 9 級	一般職10級
		技能職 1 級		技能職 2 級	工芸職 1 級	技能職 3 級	技能職 4 級	技能職 5 級	技能職 6 級	技能職 7 級	技能職 8 級		技能職 9 級		技能職 10 級		技能職 11 級		技能職 12 級		技能職 13 級	
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 169,600	円 179,800	円 198,100	円 216,300	円 219,800	円 231,400	円 249,100	円 251,800	円 272,600	円 374,200	円 285,000	円 302,100	円 407,600	円 354,200	円 376,600	円 415,600	円 465,500	円 529,000			
	2	170,400	181,300	199,600	216,700	220,200	232,800	251,300	254,200	273,100	375,500	285,600	303,500	409,600	355,900	379,200	418,000	468,600	531,900			
	3	171,200	182,800	201,200	217,400	220,600	234,300	252,200	255,200	273,500	376,900	286,300	305,200	410,400	357,400	381,600	420,500	471,600	535,000			
	4	172,000	184,300	202,800	218,100	221,500	235,700	252,800	256,200	274,100	378,200	287,300	306,700	412,200	359,000	383,900	422,900	474,600	538,100			
	5	172,800	184,600	204,400	219,100	222,400	237,100	253,800	257,500	275,700	379,400	288,900	308,300	413,400	360,500	386,300	424,800	477,600	541,200			
	6	173,600	185,500	206,100	220,300	223,600	238,600	254,600	258,800	277,300	380,700	291,000	309,900	415,300	362,300	389,000	426,900	480,600	543,500			
	7	174,400	186,700	207,900	221,800	226,300	240,700	255,400	259,900	278,800	382,000	292,900	311,500	416,600	363,700	391,600	429,000	483,600	546,000			
	8	175,300	187,500	209,600	224,800	227,100	242,800	256,400	261,300	280,200	383,300	294,600	313,000	417,600	365,200	393,800	431,200	486,700	548,400			
	9	176,200	188,200	211,600	225,500	227,700	243,800	257,300	262,600	282,000	384,400	296,600	314,900	418,400	366,500	396,300	433,100	489,400	550,800			
	10	177,100	189,100	213,700	226,300	228,800	244,500	258,100	263,600	283,400	385,700	298,100	316,500	420,800	367,800	399,000	435,200	492,500	552,600			
	11	178,000	190,300	216,300	227,800	230,200	245,600	259,000	264,900	285,000	387,100	299,800	318,100	421,800	369,300	401,500	437,300	495,500	554,400			
	12	178,900	190,700	216,600	229,200	231,700	246,500	259,900	266,400	286,400	388,300	301,300	319,700	422,900	370,600	404,100	439,200	498,600	556,300			
	13	179,800	191,900	217,200	230,800	233,000	247,400	260,500	267,200	288,000	389,300	303,000	321,400	423,600	371,800	406,400	440,900	501,300	558,000			
	14	181,300	193,200	217,600	232,500	234,300	248,400	260,900	268,000	289,500	390,700	304,600	323,100	425,800	373,200	409,000	442,700	503,600	559,400			
	15	182,800	194,800	218,300	233,900	235,800	249,400	261,300	268,800	291,200	392,000	306,200	324,500	427,000	374,800	411,300	444,600	505,900	560,700			
	16	184,300	196,100	219,200	235,500	237,900	250,300	261,700	269,600	292,600	393,200	307,700	326,200	428,500	376,500	413,500	446,500	508,200	561,800			
	17	184,600	197,400	220,600	237,700	240,100	251,000	262,400	270,600	294,200	394,300	309,400	327,800	429,200	378,100	415,400	448,300	510,200	563,100			
	18	185,500	198,900	223,100	239,900	240,900	252,000	262,700	271,000	295,700	395,600	310,900	329,300	430,700	379,700	417,700	450,100	511,600	564,100			
	19	186,700	200,600	223,500	240,900	241,700	252,400	263,000	271,500	297,200	396,900	312,500	330,800	431,300	381,400	419,600	451,900	513,100	565,000			
	20	187,500	202,100	224,100	241,700	242,700	252,900	263,400	272,100	298,700	398,100	314,200	332,200	433,000	383,100	422,200	453,600	514,500	565,900			
	21	188,200	203,700	225,500	242,800	243,600	253,400	263,700	272,400	300,400	399,300	315,800	333,900	433,400	384,500	423,900	455,400	515,700	566,800			
	22	189,100	205,700	226,700	243,800	244,400	253,900	264,000	272,700	301,900	400,500	317,400	335,500	433,900	386,200	426,000	456,900	517,100				
	23	190,300	208,300	227,700	244,800	245,500	254,300	264,300	273,100	303,400	401,700	319,000	337,000	434,100	387,900	428,200	458,300	518,600				
	24	190,700	208,800	229,000	245,900	246,500	255,000	265,300	274,400	305,100	403,000	320,600	338,700	435,100	389,500	430,400	459,800	520,100				
	25	191,900	209,400	230,300	247,000	247,400	255,300	266,700	275,800	306,600	403,900	322,000	340,200	436,200	391,200	432,700	461,200	521,200				
	26	193,200	210,000	231,500	247,900	248,200	255,800	268,200	277,200	308,200	405,100	323,800	341,700	437,300	392,700	434,500	462,500	522,300				
	27	194,800	211,100	233,500	248,900	249,200	256,100	269,400	278,500	309,600	406,200	325,200	343,200	437,700	394,200	435,700	463,800	523,500				
	28	196,100	212,200	235,600	249,800	249,700	256,700	270,800	280,100	311,100	407,500	326,700	344,800	438,300	395,700	437,400	465,000	524,700				
	29	197,400	213,600	236,300	250,100	249,900	257,200	272,100	281,500	312,700	408,700	328,300	346,300	439,300	397,300	438,700	466,000	525,700				
	30	198,900	216,100	237,000	250,400	250,300	258,600	273,500	282,900	314,300	409,900	329,800	347,900	440,200	398,700	440,700	466,700	526,600				
	31	200,600	216,700	238,000	250,700	250,500	260,000	274,900	284,200	315,800	411,100	331,200	349,500	441,000	400,100	442,200	467,400	527,500				
	32	202,100	217,300	238,900	251,000	251,100	261,800	276,400	285,900	317,200	412,100	332,600	350,800	441,800	401,400	443,600	468,100	528,400				
	33	203,700	218,500	239,700	251,300	251,400	263,100	277,900	287,600	318,900	412,900	334,100	352,									

	102				321,000	321,900	342,500	362,700	384,000	403,700		424,300	435,200						
	103				321,800	322,700	343,500	363,600	384,800	404,600		425,200	435,800						
	104				322,700		344,600	364,800	386,100	405,600		426,100	436,600						
	105						345,600	365,600	387,200	406,400		426,800	437,300						
	106						346,500	366,700	388,400	407,100		427,600	438,000						
	107						347,500	367,800	389,500	408,000		428,500	438,800						
	108						348,300	369,000	390,700	408,800		429,400	439,500						
	109						349,200	369,800	391,900	409,600		430,200	440,200						
	110						350,200	370,800	393,200	410,300		430,900	440,900						
	111						351,000	371,200	394,000	411,200		431,700	441,600						
	112						351,900	372,100	395,000	412,000		432,600	442,300						
	113						352,800	372,700	396,200	412,800		433,400	442,900						
	114						353,800	373,600	397,400	413,700		434,200	443,600						
	115						354,800	374,500	398,700	414,400		434,800	444,300						
	116						355,200	375,400	399,800	415,200		435,500	445,000						
	117						355,700	376,200	401,000	416,000		436,200							
	118						356,500	377,000	402,100	416,800		436,900							
	119						357,200	377,600	403,200	417,600		437,600							
	120						357,900	378,400	404,200	418,400		438,300							
	121						358,700	379,200	405,100	419,200		439,000							
	122						359,400	380,000	406,000	420,000		439,700							
	123						360,000	380,800	406,900	420,800									
	124							381,600	407,600	421,600									
	125							382,200	408,300	422,300									
	126							382,900	409,300	423,100									
	127							383,500	410,100										
	128							384,200	410,900										
	129							384,800	411,600										
	130							385,500	412,500										
	131							386,200	413,400										
	132							386,900	414,200										
	133							387,600	415,100										
	134							388,200	415,700										
	135								416,500										
	136								417,200										
	137								417,900										
	138								418,600										
	139								419,300										
	140								420,000										
	141								420,700										
	142								421,400										
	143								422,100										
	144								422,700										
	145								423,400										
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		160,500	160,500	198,200	226,600	226,600	242,900	257,200	272,500	272,500	327,700	327,700	327,700	354,000	354,000	397,700	396,200	448,000	528,700

その2 医療職

区分	号俵	1級	2級	3級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700
	2	293,700	372,600	428,700
	3	296,000	375,100	430,700
	4	298,200	377,600	432,600
	5	300,300	380,100	434,500
	6	303,800	382,800	436,100
	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100
	14	331,300	403,000	449,900
	15	334,700	405,600	451,700
	16	338,100	408,100	453,500
	17	341,500	410,500	455,100
	18	344,600	412,700	457,100
	19	347,700	414,800	459,000
	20	350,800	416,900	460,900
	21	354,000	419,000	462,300
	22	357,100	420,500	464,100
	23	360,200	422,000	465,900
	24	363,200	423,500	467,700
	25	366,200	424,900	469,500
	26	368,500	426,400	471,300
	27	370,800	427,900	473,100
	28	373,000	429,300	474,900
	29	374,900	430,700	476,700
	30	376,600	432,200	478,500
	31	378,300	433,700	480,300
	32	380,100	435,100	482,100
	33	381,900	436,500	483,900
	34	383,700	438,000	485,800
	35	385,300	439,500	487,700
	36	386,700	440,900	489,600
	37	388,100	442,300	491,500
	38	389,600	443,700	493,200
	39	391,100	445,100	495,000
	40	392,600	446,500	496,800
	41	394,100	447,900	498,400
	42	394,800	449,300	500,200
	43	395,400	450,700	502,000
	44	396,100	452,100	503,600
	45	397,000	453,500	505,000
	46	397,600	454,900	506,700
	47	398,200	456,300	508,500
	48	398,800	457,700	510,200
	49	399,400	459,100	511,700
	50	399,900	460,800	513,000
	51	400,400	462,400	514,300
	52	400,900	464,000	515,600
	53	401,400	465,600	516,600
	54	401,800	466,800	517,900
	55	402,200	468,000	519,200
	56	402,600	469,100	520,500
	57	403,000	470,100	521,500
	58	403,400	471,100	522,300
	59	403,800	472,000	523,100
	60	404,200	472,800	523,900
	61	404,600	473,500	524,800
	62	405,000	474,200	525,600
	63	405,400	474,900	526,400
	64	405,800	475,500	527,100
	65	406,100	476,200	527,900
	66		476,900	528,700
	67		477,500	529,400
	68		478,100	530,300
	69		478,400	531,200
	70		479,000	532,000
	71		479,700	532,900
	72		480,400	533,800
	73		480,800	534,600
	74		481,400	535,500
	75		482,100	536,400
	76		482,800	537,100
	77		483,200	537,900
	78		483,800	538,800
	79		484,400	539,700
	80		484,900	540,600
	81		485,400	541,400
	82		485,900	542,300
	83		486,400	543,200
	84		486,900	544,100
	85		487,300	544,900
	86		487,800	545,800
	87		488,200	546,700
	88		488,700	547,600
	89		489,200	548,400
	90		489,800	
	91		490,400	
	92		490,800	
	93		491,300	
	94		491,900	
	95		492,500	
	96		493,000	
	97		493,500	
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円
		301,700	344,400	399,500

その3 医療看護職

区分	号俵	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	200,500	241,700	267,300	323,700
	2	202,500	243,000	268,100	325,100
	3	204,200	244,500	268,900	326,300
	4	206,100	246,000	269,700	327,500
	5	207,800	246,900	270,300	328,800
	6	209,700	247,200	270,900	330,200
	7	211,700	247,500	271,800	331,600
	8	213,400	247,800	272,200	332,800
	9	215,500	248,100	273,100	334,100
	10	217,200	248,600	274,000	335,600
	11	219,300	249,500	274,800	336,900
	12	221,400	250,300	276,000	338,300
	13	223,500	250,800	276,400	339,700
	14	224,600	251,400	277,300	341,000
	15	226,300	252,100	278,100	342,400
	16	227,800	252,800	279,200	343,800
	17	229,100	253,700	280,500	345,000
	18	230,400	254,700	281,300	346,400
	19	232,300	255,700	282,100	347,900
	20	233,800	256,700	283,100	349,200
	21	234,500	258,200	283,800	350,500
	22	234,800	259,100	284,900	351,900
	23	235,100	260,200	285,800	353,300
	24	235,400	261,100	286,700	354,600
	25	235,700	262,500	287,200	355,600
	26	236,000	262,900	288,200	357,200
	27	236,600	263,600	288,800	358,400
	28	237,200	264,100	289,800	359,700
	29	237,900	264,800	290,300	360,800
	30	238,600	265,200	291,100	362,200
	31	239,200	266,000	291,800	363,500
	32	240,100	266,800	292,700	365,000
	33	240,400	268,000	293,400	366,000
	34	241,000	268,500	294,500	367,200
	35	241,500	269,400	295,600	368,600
	36	242,100	270,000	296,700	370,000
	37	242,800	271,200	297,500	371,200
	38	243,500	272,000	298,900	372,500
	39	244,400	272,800	300,000	373,800
	40	244,900	273,300	301,200	375,200
	41	246,000	274,700	302,400	376,300
	42	246,900	275,400	303,600	377,700
	43	247,700	276,600	304,700	379,000
	44	248,500	277,700	305,800	380,200
	45	249,400	278,800	307,000	381,300
	46	250,300	279,700	307,900	382,600
	47	251,100	280,800	309,000	383,800
	48	252,000	281,600	310,300	385,000
	49	253,300	282,900	311,200	386,100
	50	254,000	283,900	312,400	387,500
	51	254,700	284,900	313,300	388,800
	52	255,200	285,600	314,400	389,800
	53	256,100	286,300	315,200	391,100
	54	256,800	287,000	316,600	392,300
	55	257,500	287,800	317,700	393,700
	56	258,600	288,300	319,100	394,500
	57	259,500	289,200	320,100	395,000
	58	260,000	289,900	321,100	395,700
	59	260,900	290,900	321,700	396,700
	60	261,800	291,500	322,600	397,400
	61	262,500	292,200	323,400	398,400
	62	263,300	293,200	324,200	399,200
	63	264,100	294,400	325,400	399,900
	64	264,800	295,400	326,800	400,600
	65	265,600	296,500	327,900	401,300
	66	266,500	297,500	329,200	402,000
	67	267,200	298,400	330,400	402,700
	68	268,300	299,500	332,000	403,300
	69	269,300	300,500	333,300	404,200
	70	270,300	301,300	334,600	404,700
	71	271,300	302,000	335,600	405,300
	72	272,100	303,000	337,000	406,000
	73	272,600	304,100	338,300	407,100
	74	273,300	304,800	339,600	408,300
	75	274,100	305,500	340,800	409,400
	76	274,800	306,700	342,200	410,600
	77	275,600	308,000	343,500	411,800
	78	276,600	308,600	344,800	413,000
	79	277,500	309,200	346,000	414,100
	80	278,100	309,900	347,300	415,400
	81	279,000	310,600	348,400	
	82	280,100	311,200	349,900	
	83	281,200	311,800	351,100	
	84	282,300	312,500	352,400	
	85	283,400	313,200	353,500	
	86	284,300	313,600	354,900	
	87		314,300	356,100	
	88		315,000	357,400	
	89		316,100	358,500	
	90		316,900	360,000	
	91		317,900	361,100	
	92		319,000	362,400	
	93		319,900	363,500	
	94		320,600	365,000	
	95		321,700	366,100	
	96		323,100	367,400	
	97		324,300	368,400	
	98		325,600	369,700	
	99		326,700	370,800	
	100		328,000	372,100	
	101		329,000	373,000	
	102		330,000	373,700	
	103		331,100	374,300	
	104		332,400	375,100	
	105		333,600	375,600	</

	107		335, 800	376, 800	
	108			377, 600	
	109			378, 300	
	110			379, 500	
	111			380, 600	
	112			381, 500	
	113			382, 000	
	114			383, 000	
	115			383, 600	
	116			384, 400	
	117			385, 200	
	118			386, 000	
	119			386, 700	
	120			387, 300	
	121			387, 900	
	122			388, 800	
	123			389, 500	
	124			390, 200	
	125			391, 000	
	126			391, 700	
	127			392, 300	
	128			393, 000	
	129			393, 700	
	130			394, 400	
	131			395, 100	
	132			395, 700	
	133			396, 500	
	134			397, 200	
	135			397, 900	
	136			398, 500	
	137			399, 200	
	138			400, 000	
	139			400, 700	
	140			401, 400	
	141			402, 100	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円 198, 200	円 257, 200	円 268, 000	円 321, 300

別表第5

昇 格 の 場 合 の 対 応 号 俵 表

(その1)

昇格前の職種 の級に適用さ れる俸給表の 号俵	昇 格 後 の 職 種 の 級																
	一 般 職 10級	一 般 職 9 級	一 般 職 8 級	研 究 職 7 級	一 般 職 7 級	技 能 職 8 級	研 究 職 6 級	一 般 職 6 級	研 究 職 5 級	技 能 職 7 級	一 般 職 5 級	研 究 職 4 級	工 芸 職 2 級	技 能 職 6 級	一 般 職 4 級	技 能 職 5 級	技 能 職 4 級
				工 芸 職 5 級			工 芸 職 4 級		工 芸 職 3 級								
1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	2	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	3	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	3	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
12	1	1	4	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3
13	1	1	5	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	4
14	1	2	6	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	5
15	1	3	7	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	6
16	1	4	8	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	7
17	1	5	9	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	8
18	1	5	10	22	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	8	9
19	1	6	11	23	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	9	10
20	1	6	11	23	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	10	11
21	1	7	12	24	1	1	1	5	1	1	2	2	1	1	2	11	12
22	1	7	13	25	2	1	1	6	1	1	3	3	2	1	3	12	13
23	1	8	13	25	3	1	1	7	1	1	4	4	3	1	4	13	14
24	1	8	14	26	4	2	1	8	1	1	5	5	4	1	5	14	15
25	1	9	14	26	5	3	1	9	2	1	6	6	5	2	6	15	16
26	2	9	15	27	6	4	1	10	3	7	7	7	6	3	7	16	17
27	3	10	15	27	7	5	1	11	4	1	8	8	7	4	8	17	18
28	4	10	16	28	8	6	1	12	5	1	9	9	8	5	9	18	19
29	5	11	16	28	9	7	1	13	6	1	10	10	9	6	10	19	20
30	6	11	17	29	10	8	1	14	7	1	11	11	10	7	11	20	21
31	7	12	17	29	11	9	1	15	8	1	12	12	11	8	12	21	22
32	8	12	18	30	12	10	1	16	9	1	13	13	12	9	13	22	23
33	9	13	19	31	13	11	1	17	10	1	14	14	13	10	14	23	24
34	9	13	19	31	14	12	2	18	11	1	15	15	14	11	15	24	25
35	9	14	20	32	15	13	3	19	12	1	16	16	15	12	16	25	26
36	10	14	20	32	16	14	4	20	13	1	17	17	16	13	17	26	27
37	10	15	21	33	17	15	5	21	14	1	18	18	17	14	18	27	28
38	10	15	21	33	18	16	6	22	15	1	19	19	18	15	19	28	29
39	11	16	22	34	19	17	7	23	16	1	20	20	19	16	20	29	30
40	11	16	22	34	20	18	8	24	17	1	21	21	20	17	21	30	31
41	11	17	23	35	21	19	9	25	18	1	22	22	21	18	22	31	32
42		17	23	35	22	20	10	26	19	1	23	23	22	19	23	32	33
43		18	24	36	23	21	11	27	20	1	24	24	23	20	24	33	34
44		18	24	36	24	22	12	28	21	1	25	25	24	21	25	34	35
45		19	25	37	25	23	13	29	22	1	26	26	25	22	26	35	36
46			26	38	26	24	14	30	23	1	27	27	26	23	27	36	37
47			27	39	27	25	15	31	24	1	28	28	27	24	28	37	38
48			28	40	28	26	16	32	25	1	29	29	28	25	29	38	39
49			29	41	29	27	17	33	26	1	30	30	29	26	30	39	40
50			30	42	30	28	18	34	27	1	31	31	30	27	31	40	41
51			31	43	31	29	19	35	28	1	32	32	31	28	32	41	42
52			32	44	32	30	20	36	29	1	33	33	32	29	33	42	43
53			33	45	33	31	21	37	30	1	34	34	33	30	34	43	44
54			34	46	34	32	22	38	31	1	35	35	34	31	35	44	45
55			35	47	35	33	23	39	32	1	36	36	35	32	36	45	46
56			36	48	36	34	24	40	33	1	37	37	36	33	37	46	47
57			37	49	37	35	25	41	34	1	38	38	37	34	38	47	48
58			38	50	38	36	26	42	35	1	39	39	38	35	39	48	49
59			39	51	39	37	27	43	36	1	40	40	39	36	40	49	50
60			40	52	40	38	28	44	37	1	41	41	40	37	41	50	51
61			41	53	41	39	29	45	38	1	42	42	41	38	42	51	52
62			42	54	42	40	30	46	39	1	43	43	42	39	43	52	53
63			43	55	43	41	31	47	40	1	44	44	43	40	44	53	54
64			44	56	44	42	32	48	41	1	45	45	44	41	45	54	55
65			45	57	45	43	33	49	42	2	46	46	45	42	46	55	56
66			46	58	46	44	34	50	43	3	47	47	46	43	47	56	57
67			47	59	47	45	35	51	44	4	48	48	47	44	48	57	58
68			48	60	48		36	52	45	5	49	49	48	45	49	58	59
69			49	61	49		37	53	46	6	50	50	49	46	50	59	60
70			50	62	50		38	54	47	7	51	51	50	47	51	60	61
71			51	63	51		39	55	48	8	52	52	51	48	52	61	62
72			52	64	52		40	56	49	9	53	53	52	49	53	62	63
73			53	65	53		41	57	50	10	54	54	53	50	54	63	64
74			54	66	54		42	58	51	11	55	55	54	51	55	64	65
75			55	67	55		43	59	52	12	56	56	55	52	56	65	66
76			56	68	56		44	60	53	13	57	57	56	53	57	66	67
77			57	69	57		45	61	54	14	58	58	57	54	58	67	68
78			58	70	58		46	62	55	15	59	59	58	55	59	68	69
79			59	71	59		47	63	56	16	60	60	59	56	60	69	70
80			60	72	60		48	64	57	17	61	61	60	57	61	70	71
81			61	73	61		49	65	58	18	62	62	61	58	62	71	72
82			62	74	62		50	66	59	19	63	63	62	59	63	72	73
83			63	75	63		51	67	60	20	64	64	63	60	64	73	74
84			64	76	64		52	68	61	21	65	65	64	61	65	74	75
85			65	77	65		53	69	62	22	66	66	65	62	66	75	76
86			66	78	66		54	70	63	23	67	67	66	63	67	76	77
87			67	79	67		55	71	64	24	68	68	67	64	68	77	78
88			68	80	68		56	72	65	25	69	69	68	65	69	78	79
89			69	81	69		57	73	66	26	70	70	69	66	70	79	80
90			70	82	70		58	74	67	27	71	71	70	67	71	80	81
91			71	83	71		59	75	68	28	72	72	71	68	72	81	82
92			72	84	72		60	76	69	29	73	73	72	69	73	82	83
93			73	85	73		61	77	70	30	74	74	73	70	74	83	84
94			74	86	74		62	78	71	31	75	75	74	71	75	84	85
95			75	87	75		63	79	72	32	76	76	75	72	76	85	86
96			76	88	76		64	80	73	33	77	77	76	73	77	86	87
97			77	89	77		65	81	74	34	78	78	77	74	7		

(その2)

昇格前の職種 の級に適用さ れる俸給表の 号俸	昇格後の職種										
	一般職 3級	一般職 2級	技能職 2級	医療職 3級	医療職 2級	医療看護職 4級	医療看護職 3級	医療看護職 2級	技術・調査専門職 3級	技術・調査専門職 2級	技術・調査専門職 1級
	研究職 3級	研究職 2級									
	技能職 3級										
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
13	2	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1
14	3	2	1	1	1	1	1	1	5	1	1
15	4	3	1	1	1	1	1	1	6	1	1
16	5	4	1	1	1	1	1	1	7	1	1
17	6	5	1	1	1	1	1	1	8	1	1
18	7	6	1	1	1	1	1	1	9	1	1
19	8	7	1	1	1	1	1	1	10	1	1
20	9	8	1	1	1	1	1	1	10	1	1
21	10	9	1	1	1	1	1	1	11	1	1
22	11	10	1	2	1	1	1	1	12	1	1
23	12	11	1	3	1	1	1	1	12	1	1
24	13	12	1	4	1	1	1	1	13	1	1
25	14	13	1	5	1	1	1	1	13	1	1
26	15	14	2	6	2	1	1	2	14	1	1
27	16	15	3	7	3	1	2	3	14	1	1
28	17	16	4	8	4	1	3	4	15	1	1
29	18	17	5	9	5	1	4	5	15	1	1
30	19	18	6	10	6	1	5	6	16	2	1
31	20	19	7	11	7	1	6	7	16	3	1
32	21	20	8	12	8	1	7	8	17	4	1
33	22	21	9	13	9	1	8	9	18	5	1
34	23	22	10	14	10	1	9	10	18	6	2
35	24	23	11	15	11	1	10	11	19	7	3
36	25	24	12	16	12	1	11	12	19	8	4
37	26	25	13	17	13	1	12	13	20	9	5
38	27	26	14	18	14	1	13	14	20	10	6
39	28	27	15	19	15	1	14	15	20	11	7
40	29	28	16	20	16	1	15	16	20	12	8
41	30	29	17	21	17	1	16	17	21	13	9
42	31	30	18	22	18	1	17	18	21	14	10
43	32	31	19	23	19	1	18	19	22	15	11
44	33	32	20	24	20	1	19	20	22	16	12
45	34	33	21	25	21	1	20	21	23	17	13
46	35	34	22	26	21	1	21	22	23	18	14
47	36	35	23	27	21	1	22	23	23	19	15
48	37	36	24	28	21	1	23	24	24	20	16
49	38	37	25	29	21	1	24	25	24	21	17
50	39	38	26	30	22	1	25	26	24	22	18
51	40		27	31	23	1	26	27	24	23	19
52	41		28	32	24	1	27	28	25	24	20
53	42		29	33	25	1	28	29	25	25	21
54	43		30	33	25	1	29	30	26	26	22
55	44		31	33	25	1	30	31	26	27	23
56	45		32	33	25	1	31	32	27	28	24
57	46		33	33	25	1	32	33	27	29	25
58	47		34	34	26	1	33	34	28	30	26
59	48			35	27	1	34	35	28	31	27
60	49			36	28	1	35	36	29	32	28
61	50			37	29	1	36	37	29	33	29
62	51			37	29	2	37	38	30	34	30
63	52			37	29	3	38	39	30	35	31
64	53			37	29	4	39	40	31	36	32
65				37	29	5	40	41	31	37	33
66				37		6	41	42	32	38	34
67				37		7	42	43	32	39	35
68				37		8	43	44	33	40	36
69				37		9	44	45	33	41	37
70				37		10	45	46	34	42	38
71				37		11	46	47	34	43	39
72				37		12	47	48	35	44	40
73				37		13	48	49	35	45	41
74				38		14	49	50	36	46	42
75				39		15	50	51	36	47	43
76				40		16	51	52	37	48	44
77				41		17	52	53	37	49	45
78				41		18	53	54	38	50	46
79				41		19	54	55	38	51	47
80				41		20	55	56	39	52	48
81				41		21	56	57	39	53	49
82				41		22	57	58	40	54	50
83				41		23	58	59	40	55	51
84				41		24	59	60	41	56	52
85				41		25	60	61	41	57	53
86				42		26	61	62	42	58	54
87				43		27	62		42	59	55
88				44		28	63		43	60	56
89				45		29	64		43	61	57
90				45		30	65		44	62	58
91				45		31	66		44	63	59
92				45		32	67			64	60
93				45		33	68			65	61
94				45		34	69			66	62
95				45		35	70			67	63
96				45		36	71			68	64
97				45		37	72			69	65
98						38	73			70	66
99						39	74			71	67
100						40	75			72	68
101						41	76			73	69
102						42	77			74	70
103						43	78			75	71
104						44	79			76	72
105						45	80			77	73
106						46	81			78	74
107						47	82			79	75
108						48				80	76
109						49				81	77
110						50				82	78
111						51				83	79
112						52				84	80
113						53				85	81
114						54				86	82
115						55				87	83
116						56				88	84
117						57				89	85
118						58				90	86
119						59				91	87
120						60				92	88
121						61				93	89
122						62				94	90
123						63					91
124						64					92
125						65					93
126						66					94
127						67					
128						68					
129						69					
130						70					
131						71					
132						72					
133						73					
134						74					
135						75					
136						76					
137						77					
138						78					
139						79					
140						80					
141						80					

別表第 5 の 2

昇 格 の 特 定 級 表

職 種	職 種 の 級
一 般 職	4 級
研 究 職	4 級
工 芸 職	2 級
技 能 職	5 級
医 療 職	2 級
医 療 看 護 職	3 級

別表第 6

復 職 等 号 俸 調 整 換 算 表

事 由	換 算 率
結核性疾患による休暇及び休職	2 分の 1 以下
非結核性疾患による休暇及び休職	3 分の 1 以下
刑事事件による起訴の休職（無罪判決を受けた場合に限る。）	3 分の 3 以下
外国の政府等の招へいによる休職	3 分の 3 以下
水難、火災等による生死不明の休職	3 分の 1 以下
過員休職	3 分の 2 以下
組合専従休職	3 分の 2 以下
介護休暇	3 分の 3 以下
育児休業	2 分の 2 以下
自己啓発等休業	2 分の 2 以下 （大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのもの以外のものにあつては 2 分の 1 以下）
配偶者同行休業	2 分の 1 以下

別表第 7

俸給の調整額の支給を受ける職員及び月額表

支給を受ける職員		月額
圧延板製造のための交替制勤務を行う職員の勤務時間に関する特例（平成 6 年造幣局訓令第 2 3 号）第 2 条に規定する職員として、正規の勤務時間による交替制勤務を命じられた職員	広島支局溶解課又は貨幣第一課に勤務する職員	1 2, 2 0 0 円
	広島支局保全課に勤務する職員	7, 6 0 0 円
警備員規程（昭和 3 6 年造幣局訓令第 3 号）第 1 条に規定する職員として、正規の勤務時間による交替制勤務を命じられた職員		1, 6 0 0 円
財務省本省への併任発令を受けて、専ら財務省本省の職務に従事することを命じられた職員	一般職 5 級の職員	1 9, 6 0 0 円
	一般職 4 級の職員	1 5, 5 0 0 円
	一般職 3 級の職員	7, 8 0 0 円
	一般職 2 級及び 1 級の職員	6, 3 0 0 円

別表第 8 削除

別表第9

特殊勤務の作業内容及び手当額表

番号	作業の種類	作業の内容又は作業例	手 当 額	
			4時間以上	4時間未満
1	10メートル以上の足場等の架設物の上で行う作業	地上10メートル以上の高所において足場その他の不安定な架設物を利用して行う作業	円 270	円 170
2	著しく高いふく射熱にさらされる作業	溶解、製錬、圧延及び工作工場で行う金属の溶解、圧延、焼鈍又は鑄造作業で著しく高いふく射熱にさらされる作業	280	180
3	有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業若しくは高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業	(1)装金工場の羽布作業及びクローム酸粉末その他有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業	280	180
		(2)溶解工場及び製錬工場で行うじんあい又は粉末を著しく飛散する古るつば及び地金溶解かすの淘汰作業	280	180
		(3)回収貨幣の選別作業及びこれに付随する作業	240	140
		(4)試験工場の室内で行う高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業	280	180
		(5)装金工場で行うクローム、金、銀その他のメッキ作業	280	180
		(6)製錬工場で行う電解作業	280	180
		(7)工作工場で行う電気又はアセチレンガスによる溶接若しくは溶断作業	280	180
4	高圧活線に接近して行う作業	直流750ボルト、交流300ボルト以上の電圧加圧中の裸線に接近して行う作業。ただし、変電所の保守作業を除く。	280	180
5	重量物取扱作業	(1)500キログラム以上の機械等の人力による運搬作業	240	140
		(2)装金工場でコールドホッピングマシン及びフリクションプレス等を用い10キログラム以上の極印を手で反復操作する作業	240	140
		(3)10キログラム以上の地金及びシスルを人力により反復してひよう量運搬する作業	240	140
6	レントゲン作業	レントゲン写真撮影、透視又は治療等レントゲン機械を操作し、放射線にさらされる作業	230	130
7	有害危険な薬品を使用する作業又はそれらの薬品及び圧縮ガスの運搬作業	(1)強酸又は強アルカリ性薬品を使用して行う材料地金の洗浄作業	280	180
		(2)強酸又は強アルカリ性薬品又は酸素ボンベ等の運搬作業	280	180
8	伝染病菌が附着し、又は附着する危険がある物件の処理作業	(1)伝染病菌が附着し、又は附着する危険のあるかくたん検査材料、検便用ふん尿及び綿花ガーゼを処分する作業（かくたん検査及び検便は含まない。）	230	130
		(2)水洗便所の排便本管からためますまでの各個所における排便、排尿管等の修理作業	230	130

9	粉末又はじんあいを著しく飛散する作業	(1) 圧搾空気を使用し、じんあい及び砂を飛散する砂吹作業	200	120
		(2) 石こうの粉末を著しく飛散する型取作業	200	120
10	圧搾空気を使用して行う着色アミールの吹付作業		200	120
11	高いふく射熱にさらされる作業	(1) 夏期（7月、8月、9月）におけるガス炉による円形焼鈍作業	200	120
		(2) 試験工場における鉬石の溶解作業	200	120
12	3000ボルト以上の高圧線配電設備の保守作業		180	110